

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）
国土交通大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者
登録水質検査機関

御中

環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」
別表第 45 PFOS 及び PFOA の検査に関する質疑応答集の公表について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号）のうち、PFOS 及び PFOA の検査（別表第 45）について、今般質疑応答集をとりまとめ、国立医薬品食品衛生研究所のウェブサイト（<http://www.nihs.go.jp/dec/section3/qa/index.html>）に掲載しましたので、お知らせします。本質疑応答集の内容については、必要に応じて適宜追加等行う予定ですので御了承ください。都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して周知願います。

なお、標記の質疑応答集の公表に併せて、上記ウェブサイトの「PFOS 及び PFOA 固相抽出ー液体クロマトグラフィー質量分析法 質疑応答集 (Q&A)」のページは削除します。

【担 当】

環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室 宇津木
メール：suido-suishitsu@env.go.jp